

〔様式 1〕

## 事務事業評価表

1～11までは、担当課による評価

記入年月日				
平成15年度	事業コード		電話	
担当部課名	保健福祉部	介護保険	課	保険 班
事務事業名	訪問入浴介護サービス利用者負担助成事業			

## 1 総合計画における位置づけ

政策名	第1章	安心して生活できる福祉社会をつくれます	事業開始年度
基本施策名	第5節	社会保険制度の充実に向けて	12年度
施策名	第3施策	介護保険制度の円滑な運営	

## 2 実施根拠及び関連法令等

相模原市介護保険訪問入浴介護利用者負担金助成事業実施要綱

## 3 事務の区分

自治事務

## 4 経費の区分

その他の経費

## 5 事務事業の分類

市単独事業

## 6 受益者負担

あり

## 7 事業概要

(1)事業の目的...何をどのように(どのような状態に)したいのか	(2)対象(誰、何)
介護保険制度施行以前、市では入浴サービスの利用者に独自の助成を行い、利用者負担なしとしていたが、介護保険への移行により利用者負担が導入されるため、低所得者世帯の負担の激変緩和策として、利用者負担を10%から5%とし、軽減した5%部分を市が助成する。(当面は平成16年度までの時限的実施)	訪問入浴介護サービス利用者で、生計中心者が市民税世帯非課税
	対象数 52人
(3)平成14年度事業の内容...市が実際に行った事業の内容	
利用者負担10%を5%に軽減し、5%分を市が負担する。	
(4)個別計画の概要	概要
計画名	相模原市高齢者保健福祉計画
計画年次	12年度～16年度
	要介護者利用者の選択により多様な事業者や施設からサービスを受け可能な限り住み慣れた地域や環境の中で生活をする社会の実現を図る。

## 8 評価指標...事業の目的達成度を計るための指標

15,16年度は目標値

成果指標	指標名	指標式	指標設定の意図	指標の推移(年度)				
				12	13	14	15	16
活動指標	減額対象者(件数)増減率	(各年度減免対象者(件数)/平成12年度減免対象者(件数))×100	法施行時の平成12年度の減免対象者数(件数)を基に増減推移を見る。利用者はほぼ固定されている。死亡・新規により増減はほとんどなし。	100	98	104	110	110

## 9 事業費等の年度別状況

〔金額単位：千円〕

事業費	決算(予算)額	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
		決算	決算	決算	予算	予算(見込み)
	人員・時間数	1人	1人	1人	1人	1人
	人件費	839	839	839	839	839
	その他経費					
	合計	1,729	1,973	2,176	2,518	2,842
	特定財源					
	対象数	50	49	52	55	55
	対象の単位あたり経費	34.6	40.3	41.8	45.8	51.7

10 個別評価

(1)達成度 評価 A ▼	A : 達成している	チェック項目	・成果指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	B : 一部達成していない		・活動指標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
	C : 達成していない		・事業目標の達成度 <input checked="" type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 低
		説明	法施行前から訪問入浴介護サービスを利用している者について、利用者負担額の激増緩和を図ることができ目的は達成している。
(2)必要性 評価 A ▼	A : 適応している	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・市民や社会のニーズにかなっている
	B : 一部適応していない		<input checked="" type="checkbox"/> ・状況の変化(対象や内容)に対応している
	C : 適応していない		<input type="checkbox"/> ・当初設定した事業目的が達成されていない
		説明	<input type="checkbox"/> ・国、県、民間、市民との役割分担から見て、市が事業を行う必要がある 訪問入浴介護サービスの利用者負担が高額であることから、低所得者対策としての効果・必要性は高く、また、在宅からより大きな財政負担となる施設入所への流れを防ぐ効果も大きい。
(3)有効性 評価 A ▼	A : 有効である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・上位の施策、計画目的達成のために有効である
	B : 一部有効でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・期待された成果が得られている
	C : 有効ではない		
		説明	法施行前から訪問入浴介護サービスを利用している者について、利用者負担額の激増緩和を図ることができ有効である。
(4)効率性 評価 A ▼	A : 優れている	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・予算や人員に見合った効果が得られている
	B : 一部改善の余地がある		<input checked="" type="checkbox"/> ・他市と比べてコストや効率性が優れている
	C : 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> ・他の類似事例と比べてコストや効率性が優れている
		説明	<input checked="" type="checkbox"/> ・同一対象者に対して同種のサービスが重複していない 訪問入浴介護サービスの利用者負担が高額であることから、低所得者対策としての効果・必要性は高く、また、在宅からより大きな財政負担となる施設入所への流れを防ぐ効果も大きい。
(5)公平性 評価 B ▼	A : 公平である	チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲である
	B : 一部公平でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・受益者の費用負担は適正である
	C : 公平でない		<input checked="" type="checkbox"/> ・対象者の設定は適切である(年齢や所得等を考慮している)
		説明	平成16年度で事業が終了するため、平成17年度以降の低所得者の利用者負担が高くなる。
成果向上の余地		事業費削減のために取り得る手段と削減額	
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない	説明： 低所得者の在宅生活を支援すること、また、在宅からより大きな財政負担となる施設入所への流れを防ぐ効果などがある。	手段	
		削減額	千円

11 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較
		低所得者対策として自治体独自で実施しているため、比較できない。(訪問入浴介護サービス利用者負担助成事業の実施自治体は、県内で本市以外にはなし。)
今後の進め方		
<input type="checkbox"/>	継続	総合評価に関する説明
<input checked="" type="checkbox"/>	見直し	本市の利用料減免制度については、他に訪問介護、社会福祉法人による利用者負担の減免を実施しているが、本事業及び訪問介護については、平成16年度で終了する予定である。そこで、今後減免制度の在り方について検討する必要がある。
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	完了・廃止済	

12 二次評価コメント

介護保険制度との整合を図り、減免制度のあり方について検討すること。
-----------------------------------